

茨城県報

第7116号

昭和58年2月14日

月曜日

目次

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定等(社会福祉課)..... 1
- 保安林指定の解除予定(林業課)..... 2
- 新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)..... 2
- 換地計画の適当決定()..... 3
- 土地改良法に基づく換地処分(2件)()..... 3
- 道路の区域変更(2件)(道路維持課)..... 4
- 利根川水系一級河川桜川における河川予定地の指定(河川課)..... 5

公告

- 都市計画の図書の縦覧(都市計画課)..... 5
- 建築許可に関する聴聞(建築指導課)..... 6
- 開発行為の工事完了(4件)()..... 7
- 道路位置の指定()..... 8

(住宅・都市整備公団)

- 土地区画整理審議会委員の氏名及び住所(2件)..... 8

告示

茨城県告示第250号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 指 定

区分	医療機関コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
医科	0122481	菊池整形外科医院	水戸市見川5-138-10	菊池 久	58. 1. 1
歯科	0830246	兼坂歯科医院竜ヶ崎診療所	竜ヶ崎市川原代町4区6180-2	兼坂 秀一	58. 2. 7
〃	3830524	加茂歯科クリニック	稲敷郡牛久町柏田3607-26	岩下 三代	58. 2. 7
薬局	0740047	(有)飯沼薬局	結城市大字結城179	(有)飯沼薬局	58. 2. 7
〃	1440175	(株)高萩薬局	高萩市春日町2-79	(株)高萩薬局	58. 2. 7

2 廃 止

区分	医療機関コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
医科	0 1 2 2 1 3 5	菊池整形外科医院	水戸市見川 5 -127-281	菊池 久	57.12.31

茨城県告示第251号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

昭和58年 2 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
東茨城郡大洗町成田町字新堀3886-5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第252号

下館市大字谷部 125 番地新山仁ほか23名から昭和57年12月10日付けで認可申請のあった谷部地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 2 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
(ア) 谷部地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 谷部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和58年 2 月16日から
昭和58年 3 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
下館市役所

茨城県告示第253号

下館市長濱野正から昭和57年12月23日付けで認可申請のあった西谷貝地区土地改良事業は、適

当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
西谷貝地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年2月16日から
昭和58年3月7日まで
- 3 縦覧の場所 下館市役所

~~~~~

**茨城県告示第254号**

昭和58年1月27日付けで認可申請のあった後沢地区の換地計画については適当と決定したので土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
昭和58年2月14日から  
昭和58年3月5日まで
- 3 縦覧の場所  
大子町役場

~~~~~

茨城県告示第255号

昭和49年7月29日付け農管指令第214号をもって認可した上泉地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第256号**

昭和57年12月25日付け農管指令第621号をもって認可した大辺田地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦野田線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                       | 延 長            | 摘 要                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|----------------|--------------------------------------------|
| 土浦市大字永国字和台777番1地先から<br>土浦市大字中字坂下298番2地先まで<br>土浦市大字中字竹ノ下235番1地先から<br>土浦市大字中字坂下298番2地先まで | 旧    | メートル<br>最大 14.60<br>最小 5.60 | メートル<br>849.00 |                                            |
|                                                                                        |      | 最大 40.40<br>最小 23.00        | 284.00         |                                            |
| 土浦市中央一丁目3番45<br>一般国道125号分岐から<br>土浦市大字中字坂下298番2地先まで                                     | 新    | 最大 37.00<br>最小 5.60         | 3,937.00       | 一般国道旧6号引き受けのための区域変更<br>(延進 3,818m)<br>(編入) |
|                                                                                        |      | 最大 40.40<br>最小 10.00        | 4,102.00       |                                            |

## 茨城県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦八郷線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長       | 摘 要                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|------|---------------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 土浦市大字中貫字天神社1399番2地先<br>一般国道6号分岐から<br>新治郡八郷町大字柿岡字中道2276番<br>4地先県道石岡下館線交点まで  | 旧    | 最大 19.80<br>最小 5.10 | 17,247.00 |                                                   |
| 土浦市大字常名字大山3965番4地先<br>一般国道125号分岐から<br>新治郡八郷町大字柿岡字中道2276番<br>4地先県道石岡下館線交点まで | 新    | 最大 46.2<br>最小 5.10  | 18,553.00 | 一般国道旧6号の<br>引き受けのための<br>区域変更<br>(延長 1,306m)<br>編入 |

茨城県告示第259号

河川法(昭和39年法律第167号)第56条第1項の規定により利根川水系一級河川桜川について次の区域を河川予定地に指定する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 利根川水系一級河川桜川河川予定地

(1) 起点及び終点

- ア 起点 筑波郡筑波町大字大形字舞台145番の2地先  
終点 筑波郡筑波町大字大形字堰戸1736番の2地先
- イ 筑波郡筑波町大字小田字中道1691番地
- ウ 起点 筑波郡筑波町大字北太田字外谷原980番の6地先  
終点 筑波郡筑波町大字北太田字川入16番の3地先
- エ 起点 筑波郡大穂町大字若森字下川372番の3地先  
終点 筑波郡大穂町大字若森字川端913番の2地先
- オ 起点 筑波郡筑波町大字君島字堰下1181番の3地先  
終点 筑波郡筑波町大字山木字根川原664番地先
- カ 起点 真壁郡明野町大字東石田字北船態1570番の3地先  
終点 真壁郡明野町大字東石田字稻荷脇1387番の3地先

(2) 平面図(図面省略)

一級河川桜川改修計画平面図中黄色で着色された部分に該当する土地の区域。

公 告

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、筑波町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を

受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

筑波町公共下水道

筑波町大字北条字永瀬, 字日向, 字古城, 字中台, 字池下, 字稲町, 字新町裏, 字中町裏,  
字内町裏, 字多気太郎の各一部

◇ 大字平沢字平の一部

◇ 大字小田字田土部郭, 字荒宿, 字田向, 字辻の各全部及び字石井, 字富岡, 字鍛冶屋敷, 字並木, 字西町, 字毘沙門脇, 字中城, 字諏訪下, 字台見世屋, 字見世屋, 字大町, 字辻脇, 字信田郭の各一部

◇ 大字作谷字十九耕地, 字和台原, 字和台ヶ原の各一部

◇ 大字水守字新田前, 字中山窪, 字南原, 字大伏間, 字和台, 字上沢の各一部

◇ 大字山木字大久保, 字南谷津, 字狐塚, 字北谷ツ向, 字北谷津, 字才田, 字根川原,  
字天上谷津, 字才内, 字新堀, 字西向の各一部

大穂町大字長高野字北原, 字西ノ谷, 字原地, 字荒神の各一部

◇ 大字前野字上原の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- |   |           |                                                 |
|---|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 | 聴 聞 期 日   | 昭和58年2月23日午前11時                                 |
| 2 | 聴 聞 場 所   | 真壁郡真壁町大字古城字館215-1, 2                            |
| 3 | 聴 聞 事 項   | 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。<br>工場(石材加工)併用住宅の増築について |
| 4 | 申 請 者 住 所 | 真壁郡真壁町大字古城215                                   |
| 5 | 氏 名       | 相 田 豊                                           |
| 6 | 建築物構造規模   | 鉄骨造1階建増築 申請延面積99.26㎡ 既存304.22㎡                  |
| 7 | 敷 地 面 積   | 1259.42㎡                                        |
| 8 | 原 動 機     | 既設20Kw                                          |
| 9 | 建築物の位置    | 真壁郡真壁町大字古城字館215-1, 2                            |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事の完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市見和1丁目415-2, 5103-2, 5101, 5100, 5099, 5097, 5098, 5096, 5102, 419-1, 420-1, 418-3, 413-1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市新荘3丁目2番28号  
学校法人 常磐学園 理事長 諸沢幸雄

1 工事の完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市千波町字千波山2472-7, 2472-10, 2472-16 (2工区)

2 事業主の住所及び氏名

社団法人 茨城県トラック協会  
会長 山崎 昌治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字荒川沖字鷓ノ台879番の44, 879番の45, 879番の47, 879番の50, 大字中字櫛番外24番の35

2 事業主の住所及び氏名

土浦市富士崎一丁目16番2号  
株式会社ジョイフル本田  
代表取締役 本 田 昌 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字北耕地1348番の1

2 事業主の住所及び氏名

取手市新町2-5-38  
染谷商事株式会社  
代表取締役 染 谷 和 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村福岡字逆瀬川向2519番の1, 2475番, 2476番

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県三郷市戸ヶ崎 4丁目47番地

アイコー精機株式会社

代表取締役 柳 真 一

## ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年 2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号          | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者 |                             | 道 路 の 位 置                 | 道路幅員及び延長     |               |
|---------------|----------------|-------|-----------------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|               |                | 氏 名   | 住 所                         |                           | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第67号 | 58. 2. 2       | 塚田 徳郎 | 東茨城郡美野里<br>町大字羽鳥字花<br>館2920 | 東茨城郡美野里町大字<br>羽鳥字花館2919-9 | メートル<br>6.00 | メートル<br>50.70 |

## (住宅・都市整備公団)

## ●土地区画整理審議会委員の氏名及び住所

## 住宅・都市整備公団茨城開発局公告第9号

昭和58年1月30日に執行した竜ヶ崎牛久都市計画事業北竜台特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を住宅・都市整備公団法施行令（昭和56年政令第267号）第17条において準用する土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、次のとおり決定したので、同令第35条第5項の規定により、公告する。

昭和58年 2月14日

住宅・都市整備公団

茨城開発局長 服 部 重 太 郎

## 1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

| 氏 名     | 住所又は所在地      |
|---------|--------------|
| 石 山 昌 男 | 竜ヶ崎市別所町301   |
| 稲 葉 早 苗 | 〃 若柴町2240の44 |
| 小 倉 久 弥 | 〃 馴馬町3917    |
| 河 原 井 勇 | 〃 別所町35      |
| 黒 須 清   | 〃 馴馬町4181の1  |
| 鴻 巢 光 男 | 〃 馴馬町4167    |
| 桜 井 理   | 〃 若柴町1692    |
| 高 野 茂 雄 | 〃 若柴町815     |



|            |   |             |
|------------|---|-------------|
| 高 野 正 郎    | 〃 | 若柴町901      |
| 塚 本 伯      | 〃 | 駒馬町518の 4   |
| 宮 本 一      | 〃 | 駒馬町2297     |
| 有限会社 ミヤジュウ | 〃 | 佐貫町643の 1   |
| 山 崎 茂 正    | 〃 | 駒馬町3916     |
| 山 西 勇      | 〃 | 若柴町 2240の66 |
| 山 本 能 生    | 〃 | 駒馬町4230     |
| 渡 辺 芳 郎    | 〃 | 駒馬町2333     |

(五十音順)

●土地区画整理審議会委員の氏名及び住所

住宅・都市整備公団茨城開発局公告第10号

昭和58年 1 月30日に執行した竜ヶ崎牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を住宅・都市整備公団法施行令（昭和56年政令第 267 号）第17条において準用する土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので、同令第35条第 5 項の規定により、公告する。

昭和58年 2 月14日

住宅・都市整備公団

茨城開発局長 服 部 重 太 郎

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

| 氏 名       | 住 所           |
|-----------|---------------|
| 池 田 勝     | 竜ヶ崎市長峰町798の 1 |
| 今 美 忠 雄   | 〃 貝原塚町1442    |
| 岩 田 政 雄   | 〃 泉町1592      |
| 大 竹 昭 和   | 〃 貝原塚町2053    |
| 大 竹 忠 男   | 〃 大徳町733      |
| 木 村 武 郎   | 〃 貝原塚町2019    |
| 高 野 美 輝 夫 | 〃 八代町2906     |
| 中 沢 弘     | 〃 貝原塚町2072    |
| 仲 村 一 衛   | 〃 八代町3899     |
| 中 山 文 太 郎 | 〃 貝原塚町1645    |
| 宮 本 喜 志 雄 | 〃 砂町5181の 1   |
| 谷 田 川 哲   | 〃 貝原塚町2045    |
| 谷 田 川 穎 彦 | 〃 貝原塚町2073    |
| 山 崎 晃     | 〃 羽原町1279の 1  |
| 山 崎 常 松   | 〃 羽原町181の 6   |

(五十音順)

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

| 氏 名        | 所 在 地       |
|------------|-------------|
| 竜ヶ崎市農業協同組合 | 竜ヶ崎市中谷原8200 |

★ 県政の総覧～県民の六法★

# 茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発所人  
発行所

茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所